

平成30年第5回高松市議会定例会提出予定議案（別途送付分）

1 平成30年度高松市一般会計補正予算（第5号）

現計予算額	159,971,142千円
補正額	▲63,359千円
補正後	159,907,783千円

2 平成30年度高松市卸売市場事業特別会計補正予算（第4号）

現計予算額	1,252,752千円
補正額	8,439千円
補正後	1,261,191千円

3 平成30年度高松市病院事業会計補正予算（第2号）

現計予算額	16,627,614千円
補正額	49,007千円
補正後	16,676,621千円

4 平成30年度高松市下水道事業会計補正予算（第1号）

現計予算額	22,267,602千円
補正額	△24,535千円
補正後	22,243,067千円

## 5 高松市長等の給料その他給与支給条例の一部改正について

市長等の期末手当の支給割合を改定するため、改正するもの

- (1) 平成30年12月期の期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの

（公布の日から施行  
（1）はH30. 12. 1から適用  
（2）はH31. 4. 1から施行

	現 行		改正後①
6月期	100分の157.5		
12月期	100分の172.5	→	100分の177.5 (100分の5)
年 間	100分の330	→	100分の335 (100分の5)

- (2) 平成31年度からの期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの

	改正後①		改正後②
6月期	100分の157.5	→	100分の167.5 (100分の10)
12月期	100分の177.5	→	100分の167.5 (△100分の10)
年 間	100分の335	→	100分の335

## 6 高松市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

高松市議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、改正するもの

- (1) 平成30年12月期の期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの

（公布の日から施行  
（1）はH30. 12. 1から適用  
（2）はH31. 4. 1から施行

	現 行		改正後①
6月期	100分の157.5		
12月期	100分の172.5	→	100分の177.5 (100分の5)
年 間	100分の330	→	100分の335 (100分の5)

- (2) 平成31年度からの期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの

	改正後①		改正後②
6月期	100分の157.5	→	100分の167.5 (100分の10)
12月期	100分の177.5	→	100分の167.5 (△100分の10)
年 間	100分の335	→	100分の335

7 高松市職員の給与に関する条例及び高松市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

職員の給料等について人事院勧告に準拠して改定する等のため、改正するもの

公布の日から施行  
 (1)ア、イ、オ及び(2)ア、イはH30.4.1から適用  
 (1)ウ、エ、カ、キ及び(2)ウはH31.4.1から施行

(1) 高松市職員の給与に関する条例の一部改正

ア 給料表を引上げ改定するもの

イ 医師又は歯科医師の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が定めるものの初任給調整手当の月額について、引上げ改定するもの

現 行 改正後

41万4,300円 → 41万4,800円

ウ 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が定めるものの初任給調整手当の採用の日からの支給期間を10年以内から15年以内に延長し、月額について引上げ改定するもの

現 行 改正後

3万円 → 5万5,000円

エ 勤務時間1時間当たりの給与額の算出基礎に初任給調整手当の額を加えるもの

オ 平成30年12月期の勤勉手当の支給割合を次のとおり改定するもの

(再任用職員以外の職員)

現 行 改正後①

6月期 100分の90

12月期 100分の90 → 100分の95 (100分の5)

年 間 100分の180 → 100分の185 (100分の5)

(再任用職員) 現 行 改正後①

6月期 100分の42.5

12月期 100分の42.5 → 100分の47.5 (100分の5)

年 間 100分の85 → 100分の90 (100分の5)

カ 平成31年度からの期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの  
(再任用職員以外の職員)

	現 行	改正後
6月期	100分の122.5	→ 100分の130 (100分の7.5)
12月期	100分の137.5	→ 100分の130 (△100分の7.5)
年 間	100分の260	→ 100分の260

(再任用職員)	現 行	改正後
6月期	100分の65	→ 100分の72.5 (100分の7.5)
12月期	100分の80	→ 100分の72.5 (△100分の7.5)
年 間	100分の145	→ 100分の145

キ 平成31年度からの勤勉手当の支給割合を次のとおり改定するもの  
(再任用職員以外の職員)

	改正後①	改正後②
6月期	100分の90	→ 100分の92.5 (100分の2.5)
12月期	100分の95	→ 100分の92.5 (△100分の2.5)
年 間	100分の185	→ 100分の185

(再任用職員)	改正後①	改正後②
6月期	100分の42.5	→ 100分の45 (100分の2.5)
12月期	100分の47.5	→ 100分の45 (△100分の2.5)
年 間	100分の90	→ 100分の90

(2) 高松市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

ア 給料表を引上げ改定するもの

現 行			改正後	
号給	給料月額	→	号給	給料月額
1	373,000円		1	374,000円
2	421,000円		2	422,000円
3	471,000円		3	472,000円
4	532,000円		4	533,000円
5	607,000円		5	608,000円
6	709,000円		6	710,000円
7	829,000円		7	830,000円

イ 平成30年12月期の期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの

(任期付職員)	現 行	改正後①
6月期	100分の165	
12月期	100分の165	→ 100分の170 (100分の5)
年 間	100分の330	→ 100分の335 (100分の5)

ウ 平成31年度からの期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの

(任期付職員)	改正後①	改正後②
6月期	100分の165	→ 100分の167.5 (100分の2.5)
12月期	100分の170	→ 100分の167.5 (△100分の2.5)
年間	100分の335	→ 100分の335